

2020.9

〈 情報開示 〉

〔2020年4月～2020年9月〕

DISCLOSURE

開示項目(単体ベース)

- 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況
- 預金・貸出金の状況
- 有価証券の時価情報
- 損益の状況
- 自己資本の構成に関する事項

フシんきん

「金利に勝るサービスはない」 と考えております

当金庫は、長年にわたり「不良債権の発生防止」と「ローコスト体質の構築」に尽力してまいりましたが、これらを反映して今期は次の特徴をお示しすることができました。

- ① 高い生産性（役職員1人当たりの預金量は30億円）
- ② ローコスト経営による高い効率性（預金経費率は0.46%）
- ③ 健全な自己資本比率（自己資本比率は26.84%）

これらは、お取引先のご協力の賜であり、心から感謝申し上げます。

今後とも「預金者保護」を第一義として、皆様方のお役にたつよう心がけ、「堅実経営」に努めますので、引き続きご支援くださいますようお願い申し上げます。

なお、主要な項目について、今期の状況を次のとおりご報告いたします。

理事長 古川 和男

○ 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

（単位：百万円、%）

区分	開示残高 (a)	保全額 (b)	保全率		引当率 (d)/(a-c)		
			担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)			
金融再生法上の 不良債権	2020年3月末	675	655	379	276	97.03	93.24
	2020年9月末	721	663	404	258	91.83	81.46
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2020年3月末	429	429	182	247	100.00	100.00
	2020年9月末	421	421	179	242	100.00	100.00
危険債権	2020年3月末	197	182	153	29	92.57	66.48
	2020年9月末	165	148	131	16	89.83	50.00
要管理債権	2020年3月末	48	43	43	-	88.98	-
	2020年9月末	134	92	92	-	68.77	-
正常債権	2020年3月末	15,173					
	2020年9月末	14,135					
合計	2020年3月末	15,849					
	2020年9月末	14,857					

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

(注)

- 上記の2020年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各種債権のカテゴリーにより分類しておりますが、集計方法については以下の点につき年度末に開示する計数とは異なるため、計数は連続しておりません。
- 債務者区分については、原則として2020年3月末時点における自己査定による債務者区分を基準としております。ただし、4月1日から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに内部格付による債務者区分の変更等があった債務者については、当庫の定める基準に基づく債務者区分見直し後の債務者区分によっております。

○ 預金・貸出金の状況

(単位：百万円)

項目	2020年3月末	2020年9月末
預金	102,395	102,839
貸出金	15,844	14,853
製造業	142	116
農業、林業	-	-
漁業	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	460	384
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
情報通信業	-	-
運輸業、郵便業	-	-
卸売業、小売業	1,048	1,000
金融業、保険業	953	958
不動産業	3,553	3,369
物品賃貸業	16	16
学術研究、専門・技術サービス業	29	3
宿泊業	7	6
飲食業	354	290
生活関連サービス業、娯楽業	819	843
教育、学習支援業	-	-
医療、福祉	458	444
その他のサービス	502	479
地方公共団体	5,794	5,364
個人	1,703	1,575

○ 有価証券の時価情報

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	32	30	2
	債券	49,093	48,395	698
	国債	8,448	8,297	151
	地方債	23,804	23,433	371
	短期社債	-	-	-
	社債	16,840	16,663	176
	その他	174	128	45
	小計	49,300	48,553	747
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	5,483	5,503	△ 20
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	5,483	5,503	△ 20
	その他	50	53	△ 2
	小計	5,533	5,557	△ 23
合計		54,834	54,110	723

○ 損益の状況

(単位：千円)

項目	2020年9月末
経常利益	80,199
業務純益	77,364
当期純利益	55,911
実質業務純益	77,364
コア業務純益	77,364
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	77,364

○ 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2020年3月末	2020年9月末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,057	9,113
うち、出資金及び資本剰余金の額	168	168
うち、利益剰余金の額	8,902	8,945
うち、外部流出の予定額(△)	13	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	20	12
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	20	12
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,077	9,125
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	8	10
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9	11
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	9,067	9,113

(単位：百万円)

リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	31,090	32,737
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,213	1,213
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	32,304	33,951
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	28.06%	26.84%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

- 本資料に掲載している計数については、会計監査人の監査を受けておりません。
- 本資料に掲載している計数は、単位未満を切り捨てて表示しております。

津信用金庫

津市大門2 1 番 1 2 号
TEL059-228-2181
<http://www.tsushinkin.co.jp>